



公開研修
[集合]



公開研修
[オンライン]



オーダーメイド
研修



e-
ラーニング

労働安全衛生法第59条の規定による低圧電気取扱業務に関する安全又は衛生のための特別教育

法定教育で安全管理体制確立をサポート

低圧電気取扱業務 特別教育研修

出張開催のご案内



特別教育とは、

労働安全衛生法 第59条3項では、「事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない」と規定され、特別教育の義務付けがされています。

特別教育を必要とする業務の中に、低圧電気工事も含まれます。低圧電路の敷設工事を行う場合には、電気工事士の資格だけでなく、特別教育が必要になります。

(労働安全衛生規則第36条4)

実施義務が事業者にある法定教育です

安全衛生に関する正しい知識が、労災事故を未然に防ぎます。また、危険な業務に携わる作業者への「特別教育」の実施は、事業者の社会的責任、コンプライアンス遵守の観点からも必要です。

Point I

実習ボードを用いた実技7時間研修を行うので、
労働安全衛生法で要求される実技時間を十分にクリア

1時間の実技研修は、開閉器の操作の業務のみを行う方が対象で、低圧充電
電路の敷設等の業務に係る業務をする場合には7時間以上の研修が必要です。

Point II

防護用具も準備した実技研修ですので、専門の
講師の指導のもと、安全な実技研修が受講できます

出張開催のメリット



カリキュラム

※安全衛生特別教育規則により厚生労働大臣が科目や時間を定めています。

1日目 学科教育 (7時間)

- オリエンテーション
・講師挨拶、研修の目的と進め方
- 低圧の電気に関する基礎知識
- 低圧の電気設備に関する基礎知識
- 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
- 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法
- 関係法規
- 質疑応答

2日目 実技教育 (7時間)

- オリエンテーション
・実技の概要と進め方
- 実習ボード、工具、防護具などの説明
- 各機材の確認方法、事前点検の方法
- 作業前の注意徹底(感電・短絡等)
- 防護具を装着した状態での作業実習
(2人1組 ※最大12組まで)
- 作業終了後、2日間を通しての質疑応答

修了証の発行

研修閉講後、安全手帳に実施研修名、日程、担当講師名を記載し、受講生へ

※学科7時間、実技1時間の1日研修もございます。(充電部分が露出している開閉器の操作の業務に従事することができます)

講師プロフィール

豊田 正則 氏

パナソニック エレクトリックワークス創研
上席講師



1973年松下電工株式会社(現パナソニック)入社。非住宅照明器具の特注設計に従事。
2007年株式会社松下電工創研(現パナソニックEW創研)研修講師として、主に第2種電気工事士の研修を担当。
最後まで理解して頂ける徹底指導で、全国平均より高い合格率の講義を提供。

【主な資格】

中災防低圧電気取扱業務特別教育インストラクター / 電気主任技術者3種
1級電気工事施工管理技士 / 管理技術者 / エネルギー管理士 / 第一種、第二種電気工事士

お問い合わせ

パナソニック エレクトリックワークス創研株式会社
電材・住建営業推進センター 電材営業推進グループ

西日本担当 TEL. 06-6907-5534

東日本担当 TEL. 03-3507-7630